

議案第65号

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例を次のように定めるものとする。

平成29年 9月 4日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、町長が専決処分することについて議会の権限に属する軽易な事項を指定する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、町長において専決処分することができる事項を指定するものとする。

(専決処分事項)

第2条 前条の規定による専決処分事項は、次のとおりとする。

- (1) 目的物の価格が1件100万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- (2) 1件100万円以下において、法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。